



お知らせ

お得な「前納」制度をご利用ください
国民年金保険料が改定されます

令和2年度(令和2年4月～令和3年3月分)の国民年金保険料は月額1万6540円です。お得な「前納」制度を紹介します。

保険料が割引される「前納」制度

「前納用の納付書」を使って保険料をまとめて前払いすると、割引が適用されます。通常の納付書を使うと割引されませんのでご注意ください。

前納方法について

6か月前納及び1年前納は、4月上旬に日本年金機構から送付される「国民年金保険料納付案内書」につづられている前納用の納付書をご利用ください。

2年前納は事前に申し込みが必要で、富士年金事務所にお問い合わせください。

※納付書による現金での前納は、4月30日(木)～6か月前納の後期は11月2日(月)までに保険料を納付する必要があります。

※2年前納の納付書はコンビニエンスストアでは使えません。金融機関の窓口をご利用ください。

前納の申し込みや納付方法の相談については、富士年金事務所にお問い合わせください。

納付書(現金)による国民年金保険料 納付額・割引額早見表

前納月数 納付方法	1か月分	6か月分	1年分	2年分
毎月納付した場合	1万6,540円	9万9,240円	19万8,480円	39万7,800円
前納した場合		9万8,430円	19万4,960円	38万3,210円
割引額		810円	3,520円	1万4,590円

- 令和3年度国民年金保険料は月額1万6,610円です。
- 6か月前納は、前期(4～9月分)と後期(10月～令和3年3月分)の2回に分けて納付する方法です。
- 年度途中で国民年金第1号被保険者となった場合、申し出により任意の月から当年度末または翌年度末までの保険料を前納することができます。

問い合わせ

富士年金事務所 (61)16000 <https://www.nenkin.go.jp>
国民年金課国民年金担当 (55)2755 (51)2521



お知らせ
固定資産税の課税内容がわかります
縦覧制度・閲覧制度をご利用ください

令和2年度の評価額・課税標準額は、4月1日(水)から行われる縦覧制度・閲覧制度(左下表参照)で確認できます。

縦覧制度とは

納税者が自分の土地や家屋の価格が適正かどうか判断できるように、市内全ての「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を見ることができ、閲覧制度とは

納税義務者や借地人・借家人などが、関係する固定資産(土地・家屋・償却資産)の課税台帳を閲覧できます。

令和3年度に向けた評価替えについて

土地・家屋の評価は、国の定める固定資産評価基準に基づき評価を行い、3年ごとに見直しを行っています。

令和3年度の評価替えでは、市街化区域農地の評価方法を路線価方式に見直す予定です。路線価方式とは、道路につけられた1平方メートルあたりの価格(路線価)をもとに、その土地の間口や奥行き、形状による補正を行い、評価する方法です。

7月1日(水)からは、評価額や税額の試算ができますので、お問い合わせください。

問い合わせ

資産税課 土地担当 (55)2743 家屋担当 (55)2744
償却資産担当 (55)2745 (51)0445
za-sisanzei@div.city.fuji.shizuoka.jp

項目	縦覧	閲覧
とき	4月1～30日 8:30～17:15 (閉庁日は除く)	4月1日～令和3年3月31日 8:30～17:15 (閉庁日は除く)
ところ	資産税課(市役所3階) ※5月1日(金)以降の閲覧は収納課(市役所3階)で行います。	
対象	納税者(同一世帯の人、代理人、納税管理人を含む)	納税義務者(代理人)、借地人・借家人など
内容	土地・家屋価格等縦覧帳簿 土地(所在、地番、地目、地積、価格)、家屋(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)	固定資産課税台帳 土地・家屋・償却資産の価格、課税標準額など
手数料	4月1～30日は縦覧・閲覧ともに無料(借地人・借家人などが閲覧する場合は、1件300円) ※5月1日(金)以降の閲覧は、1件300円。	
持ち物	納税通知書または運転免許証など本人確認ができるもの ※代理人は委任者の印のある委任状、借地人・借家人などは賃貸借契約書など権利関係及び物件の確認ができる書類が必要です。	